

学生の遵守すべき事項

制 定 平成 5年4月 1日

改正第4回 平成30年4月 1日

<p>実 行 事 項</p>	<p>§ 1 教職員の指導に従うこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 通学時および学校内では必ず学生証を携帯すること <ol style="list-style-type: none"> (1) 学生証を紛失または甚だしく汚損したときは、速やかに届け出て再交付を受けること (2) 学生証の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出て再交付を受けること 3. 次に示す場合、授業中にはその授業担当教員に、その他の場合には担任教員に速やかに申し出をし、判断を仰ぐこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 授業の場を離れるとき (2) 設備・教材・工具等を破損または紛失したとき (3) 盗難にあったとき (4) 学校内において負傷したとき (5) いじめ被害にあったとき。いじめを見たとき (6) 脅迫・暴力にあったとき (7) 体罰被害にあったとき (8) アルバイトをするとき 4. 通学は電車、バス等の公共交通機関および徒歩によること 公共交通機関によりがたく、自転車（含 原動機付）での通学を希望する者は学校に届け出て許可を得ること 5. 次に示す場合には、所定の期限迄に必要な手続きを行うこと、但し事情により手続きが遅れる場合には、電話等口頭で連絡し、事後速やかに手続きを済ませること <ol style="list-style-type: none"> (1) 欠席（含 公認欠席）、欠課、遅刻、早退をするとき (2) 本人および保証人の氏名、現住所、電話番号の変更が生じたとき
<p>禁 止 事 項</p>	<p>§ 2</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 細則第20条第2項および第3項に示す懲戒に該当する行為 2. 無許可の自動車、自動二輪及び自転車（含 原動機付）による通学および校内・学校周辺への持込み 3. 指定された場所以外での飲食および喫煙 4. 無許可の団体組織、集会、署名運動、掲示、印刷物の刊行または配布、募金等 5. 学生間での売買等営業行為（学校が許可した場合を除く） 6. 危険物（爆発物、刀剣等）及び大麻等不法薬物の所持および学校内への持ち込み 7. 無許可の校外における学校指定作業着の着用 8. 授業を受けるのに相応しくない頭髪、衣服、履物での出校